

24高教政第532号

平成24年9月21日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教育政策課長

（公印省略）

ツイッター等の民間ソーシャルメディアネットワーク  
サービスを私的に使用する場合の取扱いについて（通知）

インターネットを利用して、サービス利用者間で双方向のコミュニケーションを可能とするツイッターやフェイスブック等のソーシャルメディアネットワークサービス（以下「ソーシャルメディアネットワーク」という。）については、情報発信の手段の一つとして大きな広がりを見せています。

しかしながら、ソーシャルメディアネットワークの私的な使用において、業務上知り得た情報や個人情報を含む写真、内容の投稿をはじめ、勤務時間中の投稿など、不適切な事例が県外において発覚し、その取扱いが問題となっています。

つきましては、貴管内の各教育機関において、教職員がソーシャルメディアネットワークを私的に使用する場合、守秘義務及び個人情報管理の徹底並びに情報モラルの順守を行うよう周知をお願いします。

なお、ソーシャルメディアネットワークについては、特定の限られた範囲内でのコミュニケーションにとどまらず、利用状況によって、その内容が全世界に発信される可能性があることを申し添えます。

記

（参考）

【大阪府大阪市 報道発表】（2012年7月25日）

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kvoiku/0000178522.html>